

## 議案第32号

那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、介護  
保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号に規定する医療に関す  
る専門的知識を有する者が、介護サービス事業者及び居宅における医療を提供する医療機  
関その他の関係者の連携を推進するための事業に関する事務の一部について、那須塩原市  
及び那須町と共同して管理し、及び執行するため、別紙のとおり規約を定め、那須地区在  
宅医療・介護連携支援センター運営協議会を設置することに関する協議について、地方自  
治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月26日提出

大田原市長 津久井 富雄

那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会の設置に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、大田原市、那須塩原市及び那須町において、平成30年4月1日から、別紙の規約により那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会を設置することについて協議する。

平成30年3月 日

大田原市長 津久井 富 雄

那須塩原市長 君 島 寛

那 須 町 長 高 久 勝

## 那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会規約

(協議会の名称)

第1条 この協議会は、那須地区在宅医療・介護連携支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号の規定に基づき、医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進するための事業に関する事務のうち、第4条に定める事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、大田原市、那須塩原市及び那須町（以下「関係市町」という。）がこれを設ける。

(協議会の担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握に関する事務

(2) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事務

2 協議会は、次に掲げる事務の管理及び執行について連絡調整を図る。

(1) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関する事務

(2) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進に関する事務

(協議会の事務所及び支援センターの設置)

第5条 協議会の事務所は、那須塩原市役所内に置く。

2 前条の事務を執行するため、那須地区在宅医療・介護連携支援センターを那須塩原市黒磯幸町8番10号に置く。

3 在宅医療・介護連携に関する相談窓口の受付日及び受付時間は、会長が別に定める。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町長が協議して、その補助機関である副市町長のうちから、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長の任期は、2年とし、任期中に副市町長を辞職したときは、後任者がその残任期間を引き継ぐものとする。

4 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、次条に規定する委員の互選により、2人以内とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長が会長の職務を代理する。

3 副会長の任期は2年とし、補欠副会長の任期は前任者の残任期間とする。

4 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、関係市町長が協議して、その補助機関である副市町長（会長を除く。）及び職員のうちから、これを選任する。

2 委員のうち、関係市町の副市町長の任期は、関係市町の副市町長としての任期による。

3 委員のうち、関係市町の職員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、那須塩原市長がその補助機関である職員のうちから、これを選任する。

3 会長は、協議会の事務に従事する職員のうちから主任の者（以下「事務局長」という。）を定めなければならない。

4 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の1人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議に付議すべき事項とともに、会議開催の場所及び日時をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第13条 協議会は、第4条に掲げる事務を協議し、処理するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、関係市町長が協議して、その補助機関である職員（委員を除く。）のうちからこれを選任した者をもって組織する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係市町長の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会は、その担任する事務を関係市町長の名において管理し、及び執行する場合には、当該事務を関係市町の当該事務に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の事務の管理及び執行に関する費用（以下「費用」という。）は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき額（以下「負担金」という。）は、関係市町長が協議により遅くとも年度開始おおむね5日前までに決定しなければならない。この場合において、関係市町長は、あらかじめ協議会に、費用の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるものとする。

3 関係市町は、負担金を協議会に交付しなければならない。

(予算)

第16条 協議会の予算は、前条第3項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する全ての費用をその歳出とするものとする。

(予算の調製等)

第17条 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に会議の議決を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 会長は、第1項の規定により、予算が会議の議決を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第18条 関係市町長は、協議会に係る既定予算の補正更正を必要と認める場合は、その協議により当該既定予算の補正更正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係市町長に申し出るものとする。

3 前項の規定による申出があったときは、関係市町長は、直ちに第1項の協議をしなければならない。

4 第1項の規定により関係市町長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前3条の規定の例により、これを行うものとする。この場合において、第15条第2項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定の予算の補正のため」と、「遅くとも年度開始おおむね5日前までに」とあるのは「速やかに」と、前条第1項中「毎会計年度予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、速やかに」と読み替えるものとする。

(出納及び現金の保管)

第19条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、支出に当たり一時的に保管する現金については、この限りでない。

(決算)

第20条 会長は、毎会計年度終了後2月以内に協議会の決算を作成し、会議の認定を経

なければならない。

- 2 会長は、前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、当該決算の写しを速やかに関係市町長に送付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法)

第21条 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設は関係市町が協議してそれぞれ取得し、若しくは処分し、又は設置し、若しくは廃止するものとし、その管理は協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合は、関係市町が協議して定める市町の当該財産又は公の施設の管理に関する条例、規則その他の規程を各関係市町の当該財産又は公の施設の管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。

(事務処理の状況の報告)

第22条 協議会は、毎会計年度少なくとも1回以上、協議会が管理し、及び執行した事務処理状況を記載した書類を関係市町長に提出するものとする。

(関係市町の監督権)

第23条 関係市町長は、必要があると認めるときは、協議会が管理し、及び執行した事務について報告をさせ、又は実施について事務を視察し、若しくは出納を検査することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第24条 関係市町は、協議会が解散した場合は、協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の出納は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町長が、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付されなければならない。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算は、第15条第2項中「遅くとも年度開始おおむね5日前までに」とあるのは「速やかに」と読み替えるものとする。